平成２６年（フ）第２０３号
栃木県真岡市大谷台町20番地４
債務者　サメシマ　マリアこと　バルディヴィエソ　サメシマ　デ　ベガ　マリア　デル　カルメン
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１号
釧路市愛国東２丁目11番1310号　Ｉ・ＪＯＹ２―312号
債務者　菊地　　拓
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
釧路市愛国東２丁目11番1310号　Ｉ・ＪＯＹ２―312号
債務者　菊地　　愛（旧姓筒井）
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７５号
釧路市芦野３丁目34番634号
債務者　相津喜美枝
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１７４号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目300番地14
ヴューラー江曽島101
債務者　坪山　和樹
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７５号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目300番地14
ヴューラー江曽島101
債務者　坪山志のぶ
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９２号
栃木県宇都宮市清原台５丁目14番２号　ウインズ清原台Ｉ101、前住所栃木県宇都宮市清原台６丁目26番31号
債務者　大根田　茂
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９３号
栃木県宇都宮市清原台５丁目14番２号　ウインズ清原台Ｉ101、前住所栃木県宇都宮市清原台６丁目26番31号
債務者　大根田トシ子
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９０号
岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地61、旧住所岡山県赤磐市下仁保217番地２
債務者　太田眞知子
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４号
大分県宇佐市子安町４丁目28番地
債務者　吉田　誠子
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月25日午後２時20分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第６２２号
横浜市金沢区泥亀１丁目25番４―516号　熊坂方
債務者　平　登美春
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２３号
静岡県榛原郡吉田町住吉1668番地の５
債務者　片瀬ちえ子
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５５号
東京都稲城市東長沼961番地の３コーポ高松103
債務者　中山　義弘
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５１４０号
東京都練馬区中村南２丁目15―７　アーバンプレイス鷺宮Ａ―201
債務者　堀　　邦彦
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部